平成２２年（フ）第４７号
奈良県橿原市中曽司町313番地の６エスポワールⅠ202、前住所奈良県橿原市上品寺町２番地の１
債務者　坂本　理恵
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
奈良県橿原市常盤町186番地の１　サニーハイツ大和201号室
債務者　稲田　文明
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
奈良県磯城郡田原本町大字新町195番地の１211、前住所奈良県磯城郡田原本町大字大木20番地の１
債務者　増田　文彦
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
奈良県御所市大字櫛羅349番地　元町南団地33号
債務者　中谷美紀雄
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
奈良県大和高田市田井新町４番５―202号
債務者　山内　秀樹
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
奈良県大和高田市田井新町４番５―202号
債務者　山内智恵子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
奈良県御所市大字本馬194番地の１
債務者　中山　博一
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
岩手県一関市字北十軒街６番地７　８号、前住所岩手県奥州市江刺区愛宕字後中野77番地２
債務者　千田　千寿
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第３１号
岩手県陸前高田市高田町字荒町６番地１　コーポいとや203号
債務者　實吉　次郎
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１８１号
愛知県豊明市三崎町社11番地２
債務者　平岩　恵美
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４２３号
大阪市旭区高殿４丁目22番５―611号
債務者　金田光代こと　金　　光代
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４３１号
大阪府東大阪市新池島町３丁目８番19号
債務者　梶山　光年
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２２号
大阪府茨木市新中条町10番５号、前住所京都市右京区西京極中沢町１番地の13　サンシティ西京極１番館424号
債務者　大倉　成人
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２６号
大阪府摂津市千里丘東４丁目15番３号、前住所大阪府摂津市鶴野２丁目９番２―202号
債務者　山野千鶴代
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５４２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目３番４―703号
債務者　菅原　裕子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４９号
福岡市博多区山王１丁目１番15―201号
債務者　宮﨑　珠紀（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６２７号
埼玉県越谷市蒲生４丁目14番39号
債務者　春山ひで子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係